

## 「管理監督者の新通達」について、厚生労働省に要請

2008年9月30日 掲載

連合は、9月30日、厚生労働省に対し、「管理監督者の新通達」について要請を行った。

冒頭、古賀事務局長が、金子労働基準局長に要請書を手交し、「9月9日に発出された『多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について』は、これは問題ではないかと大変反響が大きい。管理監督者のハードルが下がってしまうのではないかと、との懸念もされている。撤回または再度の発出をお願いしたい」と要請の趣旨を述べた。

金子労働基準局長は、「通達が誤解されているのは残念。今回の通達は、チェーン店の店長等の長時間労働を適正化する必要があるために発出した。この要素に該当すれば管理監督者としては認められない、という要素を列挙しただけで、基本通達を変えるものではない。指摘も踏まえて、誤解を生んでいる別添の表をつくり変えることをはじめとして必要な対応を鋭意検討しているところである」との見解を示した。

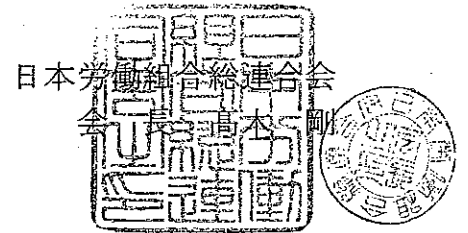


要請書を手交する古賀事務局長（左）と金子労働基準局長（9月30日、厚生労働省で）



2008年9月30日

厚生労働大臣  
舛添 要一 様



## 「管理監督者の新通達」に関する要請

去る9月9日、貴省におかれては、労働基準局長名で全国の都道府県労働局長に宛てて「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」（基発第0909001号）を発出されました。

労働基準法上の労働時間規制が適用除外される「管理監督者」とは、本来は「経営者と一体的な立場にある者」であり、裁判例においてもその観点で判断されています。しかし、職場の管理職を自動的に「管理監督者」として扱っている違法な事例が全国の職場で相次ぎ、長時間労働や労働者の健康を脅かす事態にもつながっています。

こうした中で発出された「新通達」は、「管理監督者性を否定する重要な要素」「管理監督者性を否定する補強要素」を示しています。「新通達」には、①「職務内容、責任と権限」について挙げられている要素だけでは、「経営者と一体的な立場」における労務管理を含めた事業運営に関する重要な職務と権限とは言い難い、②「賃金等の待遇」についての「アルバイト・パートの賃金額」「時間単価換算した場合の最低賃金額」などの要素は当然であり、「補強要素」こそ重視すべき、③「重要な要素」と「補強要素」を区分けする必要性がない、④「新通達」に示された判断要素（とくに「重要な要素」）が反対解釈されるおそれがある、などの問題点があります。

「新通達」がこのまま一人歩きすれば、該当する産業の職場では、「新通達」で示された判断要素さえクリアすれば、管理監督者として扱っても構わないとの誤解が生じることが強く懸念されます。

したがって、貴省におかれては、「新通達」について、位置づけの明確化や内容の見直しなどの修正を行い再度発出するとともに、「新通達」による職場の混乱や訴訟等への影響を防ぐ最大限の努力を、速やかに行っていただくことを要請いたします。

以 上